

長崎県立大学は、大学の処分は違法・無効と裁判所が決定したにも関わらず、懲戒処分が正しかったとの前提で久木野教授の教員評価を行い、賞与(勤勉手当)の10%カットを通知。

……………今も続く大学のハラスメント(その7)

大学による違法な懲戒処分を正当化した前提で算定された先の教員評価にしたがって、大学は久木野教授の賞与(勤勉手当)を10%カットするとの「措置通知書」を久木野教授に送りました。

長崎地裁による、「大学の懲戒処分は違法無効である」、との決定を大学は一顧だにせず、あくまでも無視し続けるようで、パワーハラスメントは賃金にまで及んできたようです。

久木野教授に対する、このような事実上の三重・四重の不当処分を続ける大学の意図はどこにあるのか、少々理解に苦しむところです。